

26 高医薬第1502号
平成27年2月3日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長

厚生労働省通知の送付について

日頃は、本県の薬務行政にご協力賜り感謝申し上げます。

さて、厚生労働省から下記の通知がありましたので、別添のとおり写しを送付いたします。今回、新たに11物質が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定される指定薬物に指定され、合計1,448物質となりました。

つきましては、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、当課のホームページにも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようよろしくお願いします。

記

1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）
（平成27年1月30日付け薬食発0130第1号）
2. 指定薬物として新規に指定される物質を含有する製品の取り扱いについて
（平成27年1月30日付け薬食監麻発0130第1号）

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

薬事指導 片岡、土居

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137